

令和 7 年定例会
予算決算常任委員会環境生活農林水産分科会
説明資料

(議案補充説明)

令和 7 年度補正予算関係議案について 1

(1) 議案第 104 号

「令和 7 年度三重県一般会計補正予算 (第 2 号) 」 (関係分)

条例案について 4

(2) 議案第 109 号

「三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例
案」 (農林水産部関係分)

令和 7 年 6 月
農 林 水 産 部

(議案補充説明)

(1) 議案第104号「令和7年度三重県一般会計補正予算(第2号)」(関係分)

令和7年度三重県一般会計補正予算(第2号) 総括表【農林水産部】

○款別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の 予算額(A)	補 正 額	補正後の 予算額(B)	比較増減 (B)／(A)
一般会計	(46,009,813)		(46,014,950)	(100.0%)
	38,719,943	5,137	38,725,080	100.0%
農林水産業費	(43,607,763)		(43,612,900)	(100.0%)
	36,317,893	5,137	36,323,030	100.0%
農業費	(10,589,058)		(10,593,358)	(100.0%)
	10,413,707	4,300	10,418,007	100.0%
畜産業費	(2,597,143)		(2,597,143)	(100.0%)
	2,595,578	0	2,595,578	100.0%
農地費	(15,696,044)		(15,696,044)	(100.0%)
	10,379,420	0	10,379,420	100.0%
林業費	(9,113,312)		(9,113,312)	(100.0%)
	8,604,040	0	8,604,040	100.0%
水産業費	(5,612,206)		(5,613,043)	(100.0%)
	4,325,148	837	4,325,985	100.0%
災害復旧費				
	2,402,050	0	2,402,050	100.0%
農林水産施設災害復旧費				
	2,402,050	0	2,402,050	100.0%
特別会計				
	1,187,207	0	1,187,207	100.0%
就農施設等資金貸付事業等				
	44,602	0	44,602	100.0%
地方卸売市場事業				
	402,974	0	402,974	100.0%
林業改善資金貸付事業				
	547,546	0	547,546	100.0%
沿岸漁業改善資金貸付事業				
	192,085	0	192,085	100.0%

※ 上段()は、令和6年度12月補正予算及び2月補正予算のうち国補正対応分を含む

○事業別総括表

(単位:千円)

区 分	補正前の 予算額(A)	補 正 額	補正後の 予算額(B)	比較増減 (B)／(A)
一般会計	(46,009,813)		(46,014,950)	(100.0%)
	38,719,943	5,137	38,725,080	100.0%
公共事業	(25,245,941)		(25,245,941)	(100.0%)
	18,379,989	0	18,379,989	100.0%
国補公共事業	(19,265,357)		(19,265,357)	(100.0%)
	12,399,405	0	12,399,405	100.0%
直轄事業				
	259,528	0	259,528	100.0%
県単公共事業				
	3,173,806	0	3,173,806	100.0%
受託公共事業				
	145,200	0	145,200	100.0%
災害復旧事業				
	2,402,050	0	2,402,050	100.0%
非公共事業	(20,763,872)		(20,769,009)	(100.0%)
	20,339,954	5,137	20,345,091	100.0%

※ 上段()は、令和6年度12月補正予算及び2月補正予算のうち国補正対応分を含む

令和 7 年度 三重県一般会計補正予算（第 2 号）項目一覧表

非公共事業

(単位：千円)

項	目	事業名	補正前の 予算額	補正額	補正後の 予算額	補正の概要
農業費	農水金融対策費	農業経営近代化 資金融通事業費	97,130	4,300	101,430	農業経営近代化資金に新設する融資枠（10億円）に対する利子補給、保証料補助を行うことで、米国の関税措置による影響が懸念される農業者の資金繰りを支援する。
水産業費	水産業経営対策費	漁業近代化資金 融通事業費	61,129	837	61,966	漁業近代化資金に新設する融資枠（1億円）に対する利子補給、保証料補助を行うことで、米国の関税措置による影響が懸念される漁業者の資金繰りを支援する。

令和 7 年度三重県一般会計補正予算（第 2 号）債務負担行為

債務負担行為（追加）

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	農業経営近代化資金米国関税対策枠利子補給契約	令和8年度～ 令和27年度	融資総額1,000,000千円を 限度として年利率1.25%以 内で利子補給する。
2	農業経営近代化資金米国関税対策枠保証料助成契約	令和8年度～ 令和27年度	融資総額1,000,000千円を 限度として年率0.47%以内 で保証料助成する。
3	漁業近代化資金米国関税対策枠利子補給契約	令和8年度～ 令和23年度	融資総額100,000千円を限 度として年利率1.25%以内 で利子補給する。
4	漁業近代化資金米国関税対策枠保証料助成契約	令和8年度～ 令和23年度	融資総額100,000千円を限 度として年率0.47%以内で 保証料助成する。

(2) 議案第 109 号

「三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案」(農林水産部関係分)

1 改正理由

「大学等における修学の支援に関する法律」の一部改正(令和7年4月1日施行)に伴い、規定を整理するものです。

2 条例改正の概要

「大学等における修学の支援に関する法律」の一部改正により条項番号が変更されたことから、「三重県農業大学校条例」の当該条項に関する規定を整理します。

なお、本条例改正により、従来からの対象である低所得者世帯の学生等に加え、多子世帯の学生等が世帯の所得にかかわらず授業料等の免除対象者となります。

3 条例の施行期日

公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用します。

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和七年六月三日

三重県知事 一見勝之

三重県立公衆衛生学院条例及び三重県農業大学校条例の一部を改正する条例

(三重県立公衆衛生学院条例の一部改正)

第一条 三重県立公衆衛生学院条例(昭和四十八年三重県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第四	第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八
条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、入学料又は授業料を減免するものとする。	条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、入学料又は授業料を減免するものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)

(三重県農業大学校条例の一部改正)

第二条 三重県農業大学校条例(昭和六十一年三重県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第四	第八条 知事は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)第八
条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、授業料を減免するものとする。	条第一項の規定により授業料等減免対象者として認定した者(次項において「授業料等減免対象者」という。)については、授業料を減免するものとする。
2・3 (略)	2・3 (略)

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

提案理由

大学等における修学の支援に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。